

『高卒程度公務員講座シリーズ ④ 解説編 一般知識(上)』 追補資料

K05G

公職選挙法等の一部改正により、選挙権年齢の引き下げと衆議院議員定数の削減が施行されました。これにともない、『高卒程度公務員講座シリーズ ④ 解説編 一般知識(上)』(改訂第 6 版)においても、以下のとおり内容を変更いたします。以下をご参照いただき、内容を置き換えて学習を進めてくださいますようお願いいたします。

該当箇所	テキスト(改訂第 6 版)内容	改訂内容
P14 ①国会の組織 3 行目	衆議院の定数は、 <u>2013 年 6 月の改定により 475 名</u> (比例代表区 180 名、小選挙区 295 名)となった。	衆議院の定数は、 <u>2016 年 5 月の改定により 465 名</u> (比例代表区 176 名、小選挙区 289 名)となった。
P14 ①国会の組織 9～10 行目	～両院とも選挙権は <u>20 歳以上</u> である。	～両院とも選挙権は <u>18 歳以上</u> である。
P25 2 選挙制度 1 行目～	現在のように、わが国において満 20 歳以上の国民すべてに選挙権が与えられたようになったのは、第二次世界大戦後のことである。～(略)～ そして、1945 年になって、ようやく現在のような近代的、民主的選挙制度が整うことになる。	わが国において満 20 歳以上の国民すべてに選挙権が与えられたようになったのは、第二次世界大戦後のことである。～(略)～ そして、1945 年になって、ようやく現在のような近代的、民主的選挙制度が整うことになる。 <u>(2015 年 6 月の改正により、選挙権は満 18 歳以上となった。)</u>

※最新の情報はウイネットホームページ (<http://wenet.co.jp>) で公開しております。

[商品カテゴリー] → [公務員試験] を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

株式会社ウイネット